# 令和5年

## 消費税の仕入税額控除の方式として 適格請求書等保存方式が導入されます

平成30年4月 国 税 庁 (令和2年6月改訂)

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式 (いわゆるインボイス制度)が導入されます。適格請求書等保存方式の下では、<u>税務署長に申請して登録を</u> 受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」(いわゆるインボイス)等の 保存が仕入税額控除の要件となります。

> 令和元年 10 月1 日から令和5年9月 30 日までの間の仕入税額控除の方式は、区分記載請求書等保存方式です。 区分記載請求書等保存方式の内容については、パンフレット「よくわかる消費税軽減税率制度(令和元年7月)」を ご参照ください。

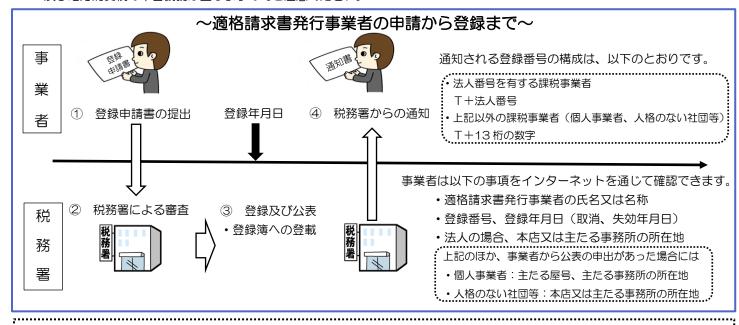
### 1 適格請求書とは

適格請求書とは、「<u>**売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段**</u>」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。

※ 請求書や納品書、領収書、レシート等、その書類の名称は問いません。

### 2 適格請求書発行事業者登録制度

- 適格請求書を交付できるのは、<u>適格請求書発行事業者に限られます</u>。
- 適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」(以下「登録申請書」といいます。)を提出し、登録を受ける必要があります。なお、**課税事業者でなければ登録を受けることはできません。**
- ※ 適格請求書発行事業者は、基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下となった場合であっても免税事業者にはならず、消費税 及び地方消費税の申告義務が生じますのでご注意ください。



#### 《登録申請のスケジュール》

登録申請書は、令和3年10月1日から提出可能です。適格請求書等保存方式が導入される令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日まで(ただし、困難な事情がある場合には、令和5年9月30日まで)に登録申請書を提出する必要があります。

令和3年10月1日 令和5年3月31日 令和5年10月1日 令和5年10月1日 受録申請書の提出を受けた後、審査に一定の時 登録申請書の提出期限 (令和5年10月1日から登録を受ける場合)